公示送達

磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成26年８月15日

磐田都市計画事業
磐田市駅北土地区画整理事業
施行者　磐田市
代表者　磐田市長　渡部　修

１　書類を受けるべき者の住所及び氏名
浜松市板屋427番地の７
竜光株式会社（抵当権者）

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知
①　従前の土地
磐田市二之宮字浅間南1747番１
宅地352.39㎡　基準地積556.46㎡　２番
仮差押　全部
②　換地処分後の土地
磐田市二之宮浅間２番11　宅地389.30㎡
全部
③　土地所有者
磐田市二之宮1747番地の１　早馬　文子

教示

１　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求することができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

２　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内提起しなければなりません。

なお、別紙明細書は掲載を省略し、それらを静岡県磐田市国府台３番地１及び静岡県磐田市中泉一丁目６番地16にある掲示板において掲示する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十五日

札幌市中央区南一条西二丁目五番地南一条Kビル五階
株式会社札幌アメニヤ
代表清算人　隅田　知子

解散公告

当法人は、平成二十六年七月二十五日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十五日

栃木県栃木市城内町二丁目五三番四号
特定非営利活動法人Ｄ－アイの会
清算人　猪熊　榮雄

解散公告

当組合は、平成二十六年六月二十七日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十五日

栃木県宇都宮市平出工業団地六番地七
栃木県鶏卵販売農業協同組合
清算人　三田　悌二

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十五日

東京都中央区晴海三丁目四番九号七一一
株式会社カネイワ
代表清算人　岩井　翔一

解散公告

当社は、平成二十六年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十五日

東京都台東区台東一丁目九番四号
株式会社キュレーション
代表清算人　中山　浩一

解散公告

当社は、平成二十六年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十五日

東京都新宿区山吹町三三三番地
東大学力増進会株式会社
代表清算人　栃木　拓郎

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十五日

東京都中央区日本橋本町四丁目一〇番二号
株式会社ケムジェネシス
代表清算人　多屋　幸夫

解散公告

当法人は、社員総会の決議により、平成二十六年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十五日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　一般社団法人北広島
代表清算人　中谷　和規